

# 国際教養大学履修規程

平成16年4月1日  
理事長決定  
規程第53号

- 第1章 総 則
- 第2章 修学段階
- 第3章 卒業要件
- 第4章 授業科目
- 第5章 履修登録
- 第6章 欠席
- 第7章 単位授与及び成績評価
- 第8章 特別アドバイジングケアシステム
- 第9章 進級、留学及び卒業
- 第10章 雑 則

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項の規定に基づき、本学の授業科目の配当年次、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 修学段階

(修学段階の定義)

第2条 本学における履修指導上、入学時期による学年次とは別に、修学段階を次のように取り扱う。

修学段階	修得単位数
フレッシュマン (Freshman)	2.8以下
ソフォモア (Sophomore)	2.9～6.0
ジュニア (Junior)	6.1～9.2
シニア (Senior)	9.3以上

## 第3章 卒業要件

(卒業の要件)

第3条 本学を卒業するためには、学則第5 2条に規定する要件を満たさなければならない。

- 2 卒業しようとする場合は、卒業申請書を提出しなければならない。
- 3 卒業の延期を希望する場合は、卒業延期申請書を提出しなければならない。
- 4 学則第5 2条第1項ただし書きに定める優秀な成績と認められる者の取り扱い基準は次のとおりとする。
  - (1) 次の要件をともに満たす場合
    - a. 所定の授業科目を履修し条件を満たし、留学要件を修了すること
    - b. 累積GPAが3.0以上であること

#### 第4章 授業科目

(授業科目の配当年次、単位数等)

第4条 学則第3 7条第2項の各授業科目の配当年次、単位数、必修又は選択の別等は、別表1のとおりとする。

- 2 各科目コードのうち100番台から400番台はそれぞれ次に掲げる学生を概ね対象とする。
  - 100番台：初級レベル科目で主としてフレッシュマンを対象とする
  - 200番台：中級レベル科目で主としてソフォモアを対象とする
  - 300番台：中上級レベル科目で主としてジュニアを対象とする
  - 400番台：上級レベル科目で主としてジュニア、シニアを対象とする

#### 第5章 履修登録

(履修登録の手続)

第5条 学生は、単位を修得するためには、次の各号の手順に沿って登録手続を行わなくてはならない。

- (1) シラバスを読み、その内容を理解する。
- (2) アドバイザーに相談した上で履修科目を決める。
- (3) 原則として、学内ウェブ・システムにより所定の期日までに履修しようとする授業科目を登録する。ただし、その他の方法が本学により指定された場合はその限りではない。
- (4) その学期において特定の科目を履修しなければならない理由がある場合、所定の用紙を提出し、優先的な履修登録を申請する。
- (5) 履修登録に基づく「履修登録確認票」の内容を確認する。
- (6) 履修登録期間直後に設けられる履修登録変更期間にのみ、履修登録を変更することができる。ただし、学期途中から始まる集中講義は、原則として講義初日まで別途、履修登録を認める。その場合はアドバイザーからの承認を受けたものに限る。また、集中講義のDropは通常、講義開始日の翌日となるが、2日間で完了する講義の場合は初回授業終了後とする。

- 2 原則として、同一時限に提供される複数の授業科目を、重複して履修登録することはできない。
  - 3 授業科目によっては、受講者数の制限をすることがある。
  - 4 病気等のやむを得ない理由により履修登録期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を大学事務局教務課まで届け出、その指示を受けなければならない。
  - 5 科目が本学によってキャンセルされた場合を除き、学生は履修登録したすべての科目が成績評価の対象となることを念頭に、誠実に履修する義務を負う。
  - 6 海外の大学に留学している学生の履修登録は、留学先大学の定めるところによる。ただし、海外で履修しようとする科目の選択については、事前にその学生の本学におけるアドバイザーとその科目が属する課程の長または代表の承認を得なければならない。
- (7) 履修登録変更期間 (Add/Drop 期間) を含む本学の授業日や試験日と留学先の授業日や試験日が重複する場合は、当該科目の履修登録を認めない。また、学期途中から始まる集中講義も、その講義の開講期間中に留学先の授業日や試験日が重複する場合は、履修登録を認めない。

(履修登録単位数の制限)

第6条 本学における Semester 当たりの履修登録単位数については、12～18単位とし、ウインタープログラムにおける下限はなく、上限は9単位とする。ただし、卒業に必要な要件を全て満たしている者、又は12単位に満たない単位を履修すれば卒業できる見込みの者はこの限りではない。

- 2 英語集中プログラム (以下「EAP」という。) に在籍している間は、前項の規定によらない。
- 3 特別な事情により最大履修登録可能単位数を超えて履修を希望する場合、学生は、アドバイザーの承認を得た上で、通常の Semester においては最大24単位まで、冬期プログラムにおいては最大12単位まで登録することができる。

(履修科目の中止)

第7条 学生は、履修登録変更期間の終了後、所定の期間に限り、科目履修を中止することができる。中止した事実は、成績原簿の記録にWとして残るが、成績評価の対象とはならない。

(再履修)

第8条 学生は、以下の条件を満たす授業科目について、より良い成績を修めるため再履修することができる。

- (1) 単位の修得が認められなかった授業科目 (F 評価の授業科目)
  - (2) 評価段階が最下位で単位の修得が認められた授業科目 (D 評価の授業科目)
- 2 成績については、再履修した結果の成績及び過去の成績が成績原簿に記録されるが、そのうちいずれか高い方が成績評価平均点 (GPA) の計算に採用される。
  - 3 一科目につき2回まで再履修することが出来る。

(科目提供の取消)

第9条 履修登録変更期間までに登録した学生数が特定の数を下回った場合、又はその科目を提供できなくなった場合、本学は科目の提供を取消することがある。

## 第6章 欠席

(授業の欠席承認)

第10条 学生が大学主催の学外授業やプログラム、インターンシップ、ボランティア、ホームステイなどに参加するために授業欠席の承認を希望する場合は、事前に書面で所属する課程の長または代表の承認を得なければならない。当該学生の成績が大学の定める基準以下である場合は、このような欠席は承認されない。

2 EAPを履修中の学生は、EAPの各小科目を連続して2回以上にわたり前項の理由で欠席することはできない。また、TOEFLがITP500点相当に満たない学生は、前項の理由によるTOEFL試験欠席は承認されない。

(就職活動のための欠席)

第11条 学生が就職活動のために授業を欠席する場合は、次の手順による。

- a. 学生は当該授業担当教員から事前に欠席の承認を得ること。
- b. 当該授業担当教員は、欠席を補うための課題や補講などを指示することがある。また、授業を欠席する学生に対し、再試験や課題提出期限延長を許可する義務を負わない。これらについては当該授業担当教員の判断による。
- c. 学生は、欠席理由が就職活動であることを証明する書類を当該授業担当教員に提出しなければならない。
- d. 欠席承認は当該授業担当教員の判断によるが、原則として、授業の20%を超える欠席は承認しない。

## 第7章 単位授与及び成績評価

(単位の授与)

第12条 単位は、学則第39条の規定に基づき、授与される。

(単位の計算方法)

第13条 単位の計算は、学則第38条に基づくものとする。

(試験)

第14条 期末試験が実施される場合、学期末に期間を定めて行う。期末試験の実施の有無は担当教員の判断による。なお、授業科目によっては期末の他に試験又は他の方法による評価を行うことがある。

2 前項の試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法により行う。

3 正当な理由なく期末試験を欠席した者は、不合格とする。

(補填試験)

第15条 所定の試験に欠席した者に対する試験(以下「補填試験」という。)は行わない。

但し、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者については、願い出により補填試験を行うことができる。なお、病気の場合にあっては、医師の診断書の提出を求められることがある。

2 前項の規定により補填試験の受験を希望する者は、担当教員の承認を得なければならない。

3 補填試験の詳細は、その都度別に指示する。

(不正行為)

第16条 試験または課題、論文などにおいて不正行為をした者については、当該履修科目の成績を不合格とする。期末試験(またはそれに替わる論文等課題)における不正行為の場合は、当該学期のすべての成績を不合格とする。また、当該不正行為が特に悪質と認められる場合には、学則に基づき厳重に処罰する。

2 不正行為には次に掲げるすべての行為及びその他学術的不誠実行為を含む。

- ・盗用、剽窃行為
- ・カンニング行為
- ・代返、なりすまし行為
- ・同一作品の複数回提出

(成績評価)

第17条 成績の評価は、試験の成績、平常の成績、出席状況等を総合して判断する。

2 前項の成績評価は、次のとおり表し、D以上を合格、Fは不合格とする。合格した場合は所定の単位を与える。なお、履修中止をW、科目未修了をI、認定科目をAP、保留をTRと標記する。

成績	成績点	評価点
A+	100	4.00
A (Excellent)	95 ~ 99	4.00
A-	90 ~ 94	3.70
B+	87 ~ 89	3.30
B (Good)	83 ~ 86	3.00
B-	80 ~ 82	2.70
C+	77 ~ 79	2.30
C (Satisfactory)	73 ~ 76	2.00
C-	70 ~ 72	1.70
D+	66 ~ 69	1.30
D (Poor)	60 ~ 65	1.00
F (Failure)	59 以下	0.00

3 前項のA+~Fの各評価段階について評価点(Grade Point)を付与し、評価点のGPAを

算出したうえ、学生の学習内容、理解度、進捗状況の目安とする。学生の成績は累積 GPA が 2.00 以上であることが求められる。GPA 2.00 を下回った学生は、特別アドバイジングケアシステムの対象となる。

- 4 前各項の定めにかかわらず、別表 2 に定める科目については、P (Pass) 及び F\* (Failure) により合否のみ判断するものとする。合格した場合には、所定の単位を与えるが、評価点は付与しない。
- 5 GPA は、履修した科目の評価点と単位の積を合計し、その合計数を単位数合計で除すことによって得られる。評価が P, F\*, W, I, AP, TR で表記されている科目はこの計算において単位数に加算されないが、F で表記されている科目の単位数は加算される。

(科目未修了)

第 18 条 授業期間の途中において、病気やけが、事故、災害又はその他やむを得ない事情により履修を継続できない状況に陥った場合、学生は、科目未修了を申請することができる。成績には I (Incomplete) が用いられる。

- 2 学生は、科目未修了とするには、予め担当教員の許可を得なくてはならない。
- 3 当該授業担当教員は当該科目を修了するために、次の学期の授業に出席することを課すことがあるが、その場合、当該科目の履修登録をする必要はない。
- 4 科目未修了の場合、次の学期末または担当教員が指定する期限までに与えられた課題を修了しなければならない。期限までに修了できなかった場合には遡って不合格とする。次の学期から留学又は休学した場合は、当該留学又は休学終了直後の学期末までに修了するものとする。

- 5 ウィンタープログラムは秋学期に含まれる。

(インディペンデント・スタディ)

第 19 条 本学で提供されている通常の科目にないテーマの勉学を学生が希望する場合、インディペンデント・スタディ (自主研究) として履修することができる。

- 2 前項の場合において、学生は該当する専門分野の教員にプロポーザルを書面で提出しなければならない。当該プロポーザルを教員が推薦する場合は課程長及び学生のアドバイザーと協議のうえ、学長が可否を決定する。

(成績の変更)

第 20 条 成績はその成績を与えた担当教員のみによって変更ができる。ただし、この条項における成績の変更とは科目未修了 (I) の場合以外をいう。

- 2 成績変更は担当教員又は学生が発議することができる。成績変更は、最初に成績が付与された後 1 ヶ月以内に書面で担当教員に申し出なければならない。ただし、単純な誤記によるものと懲戒処分の場合はこの限りではない。当該成績が出された次の学期に留学した場合は、留学から戻って 1 ヶ月以内に成績変更の申請をしなければならない。成績変更はその科目における学生の学業評価に公平性を確保するためにのみ行われる。成績を変更するためには、担当教員が変更理由を明確に記した成績変更届を学長に提出する。

- 3 成績変更の決定とその理由は該当する学生に直ちに伝えられなければならない。
- 4 教員が成績変更を発議した学生の意見に同意しない場合、又は学生が教員の成績の決定が公平ではないと判断した場合、学生は速やかにその決定に対する不服を表明するものとし、学生は成績変更申請書にその理由や関連する状況を記入して学務部長に提出しなければならない。学務部長は担当教員と協議し、必要により学生と協議した上で、担当教員に対し成績変更について推薦する。推薦した内容は担当教員と学生に伝達される。しかし、担当教員はこの推薦に従う義務はない。
- 5 前項において学務部長が担当教員である場合、学務部長とあるものはすべて学長と読み替える。

## 第8章 特別アドバイジングケアシステム

(特別アドバイジングケアシステム)

第21条 次に掲げるいずれかに該当する学生は特別アドバイジングケアの対象と位置づけられる。

1. 累積 GPA が 2.00 を下回った場合
  2. 留学申請する前の段階においては累積 GPA が 2.50 を下回った場合
  3. 60 単位以上 (EAP を含めて) 修得しているが、TOEFL550 点相当に達していない場合
  4. 同じレベルの EAP1 もしくは EAP2 で 2 回 F となった場合
  5. 同じ必修科目で 2 回以上 F となった場合
- 2 特別アドバイジングケアの対象となった学生は、学業を改善するため、アドバイザーの指導のもとに次の事項を含む計画書を作成し、アドバイザーの承認を受けなければならない。
- (1) 成績に悪影響を与えている原因について
  - (2) 学業を改善するための計画
    - a. 可能な限り早急に再履修すべき科目 (GPA が低い場合) と、いつそれらの科目を再履修するか計画
    - b. 各学期の最大履修単位数の制限
    - c. 「アカデミック・アチーブメントセンター」(Academic Achievement Center)の活用等、具体的な学習支援策
    - d. 時間管理、課外活動などの変更
    - c. カウンセラーのアドバイスに基づく行動計画 など
- 3 学生は毎月アドバイザーと面接し、計画の進捗について報告しなければならない。
- 4 同じ必修科目で 2 回 F 評価を受けた、又は 2 学期連続して特別アドバイジングケアの対象となった場合は、学業経過観察期間 (プロベーション) に入るものとし、大学は直ちに状況を保護者または保証人に報告する。

- 5 プロベーション中の学期に、学業の改善があれば特別アドバイジングケアに戻され、学期末までに改善が見られない場合、大学は1学期の休学を勧めることとする。
- 6 休学期間が終わって復学した場合、最初の学期は再度プロベーションとする。
- 7 2回目のプロベーションが終わった後も改善が見られない場合は、大学は退学を勧告する。
- 8 休学勧告、退学勧告は、教育研究会議の意見をうけて学長が決定する。

## 第9章 進級、留学及び卒業

(EAPの修了)

第22条 EAPを修了するためには、EAP 104、EAP 105、EAP 106の各クラス、またはBRI150でC以上の成績を取得しなければならない。

(専門課程への進級)

第23条 学生は、原則としてEAPを修了した上で、EAPで修得した単位を除く30単位以上を修得した段階で、自らが進級する専門課程を選択しなくてはならない。

(成績優秀者表彰制度)

第24条 各学期において学業成績が優秀な学生に対し、次のとおりそれぞれ表彰する。

(1) 学長表彰(President's List)

当該セメスターのGPAが4.00であり、かつ12単位以上(A-F評価科目のみ)を修得した学生

(2) 学務部長表彰(Dean's List)

当該セメスターのGPAが3.80以上であり、かつ12単位以上(A-F評価科目のみ)を修得した学生

2 卒業にあたり、学業成績が優秀な学生に対し、次のとおりそれぞれ表彰する。

(1) GPAによる表彰

- ・ summa cum laude: 累計GPAが3.85以上
- ・ magna cum laude: 累計GPAが3.75以上
- ・ cum laude: 累計GPAが3.60以上

(2) 学長表彰

学業とその他の学生活動全般において特に優秀と認められた学生に対して学長が表彰する。

(留学取得単位認定)

第25条 本学の留学制度に基づき他大学における留学で履修した科目の単位認定は次の各号の基準に基づいて行う。

(1) 科目の内容

- a. 単位認定は、科目の目的(教育目標)に基づくものとする。認定される科目の内容については、必ずしも本学の科目と合致する必要はない。



- b. 留学先で履修した科目の内容が、本学が留学出発時に開講していた、又は単位認定時に開講している科目と合致する場合、それに該当する科目に認定することとする。内容は合致しないが、科目の目的（教育目標）に基づくものであれば、基盤教育、グローバル・ビジネス課程、グローバル・スタディズ課程の該当する留学取得単位認定科目として認める。

(2) 成績

- a. 原則として、本学の「C-」以上と同等の成績が付与された単位に限り認定するものとする。
- b. 提携校がアメリカの評価制度に則った成績との相関表を公表している場合は、それを用いて「C-」以上を認定する。
- c. 提携校独自の成績評価制度のみしか表記されていない場合、World Education Service(WES)やAmerican Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers (AACRAO)などの高等教育研究機関が公表している基準を参考にし、成績相関を判断する。
- d. 本学は各提携大学の認定可能な成績及び単位相関率を「Credit &Grade Conversion Chart」として学生、教職員に周知するものとする。

(3) 認定単位数の換算

単位数の算出については、UCTS(UMAP Credit Transfer System)を参考に判断するものとし、その際学則第38条の規定を逸脱しないよう留意するものとする。その他特別な場合においては、教育研究会議で審議の上学長が定める。

(4) 単位数の差

- a. 認定する科目の単位数が対応する本学の科目の単位数を上回った場合、余剰分を第1号b.の留学取得単位認定科目として認めることができる。
- b. 留学先で取得した合計単位数と、それに相当する本学の認定単位数合計は、合致しなければならない。合計数の小数点以下は、原則四捨五入とする。

(5) 留学先で履修した複数の科目の内容が本学の一つの科目の内容と合致する場合、当該複数科目を本学における一つの科目として認定することができる。

(6) 本学において受入可能な単位数の上限は60単位とする。ただし、次条で掲げる他大学で取得した単位が既に本学で認定されている場合は、これを60単位に含める。

(7) 認定される単位は、合格評価又は不合格評価のみにより受け入れる。学生の成績原簿には、これら認定単位はAPと記録する。

(8) 本号の場合において、認定される科目にかかる授業言語については日本語以外であれば制限を設けない。

(9) 原則として、留学中のオンライン科目による単位取得は認めない。

(10) 原則として、同一科目を複数回履修した場合、2回目以降に取得した単位は認定しない。ただし、音楽、芸術、体育などの分野に係る実技科目の単位であり、かつ

提携校において、卒業単位として認められる単位である場合、一つの分野につき、2単位まで認定することができる。（芸術分野において2単位、音楽分野において2単位、体育分野において2単位）

(11) 本学で既に履修した科目への単位認定については、第8条の規定の例による。

(12) その他例外については教育研究会議で審議の上学長が決定する。

(留学以外に他大学で取得した単位の認定)

第26条 本学の留学制度によらず他大学で単位を取得した場合は次の各号の基準に基づいて行う。

(1) 単位認定は、科目の内容に基づくものとする。認定される科目の内容については、本学の科目の内容と合致しなければならない。ただし、大学間の特別な協定に基づく場合の単位認定は、科目の目的（教育目標）に基づくものとする。

(2) 本学の成績基準での「C-」以上と同等の成績が付与された単位に限り認定するものとする。

(3) 単位数の算出については、学則第38条の規定による。

(4) 認定される科目の単位数が対応する本学の科目の単位数を下回ることはできない。

(5) 他大学で履修した複数の科目の内容が本学の一つの科目の内容と合致する場合、当該複数科目をもって本学における一つの科目を修得したものとみなすことができる。

(6) 本学において認定可能な単位数の上限は英語による授業科目については30単位、その他の場合は18単位とする。ただし、海外の大学において30単位を超えて単位を取得している場合で、留学を免除できると認められた場合は、認定可能な単位数の上限を60単位とする。

(7) 本学の科目と合致する単位数が前号に規定する上限を超えるときは、当該学生は当該上限の範囲内で認定される科目を選択することができる。

(8) 認定される単位は、合格評価又は不合格評価のみにより受け入れる。学生の成績原簿には、これら認定単位はAPと記録される。

(9) 認定される科目にかかる授業言語については制限を設けない。

(10) 原則として、オンラインによる単位取得は認めない。

(11) 本号に規定する各基準については、海外の大学で単位を取得した場合においても同様に扱う。

2 単位認定を申請する学生は、単位認定申請書、最新の成績証明書および修了した全科目の科目概要を提出しなければならない。

(留学)

第27条 学生には、別表3に規定する条件を満たした段階で、海外の提携大学への留学が認められる。

## 第10章 雑 則

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関して必要な事項は、教育研究会議において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の規定は、平成16年度入学者から適用する。

第2条 リベラルアーツ要件を満たすためには A-F 評価で履修登録しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1、別表2の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1、別表2の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、平成25年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年10月31日から施行する

附 則

この規程は、平成24年12月19日から施行する

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する  
附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

別表1（第4条関係）

（略：学生便覧「2008 カリキュラム授業科目及び要件」の表と同内容。）

別表2（第17条関係）

P(Pass)／F\*(Failure)の対象となる科目

・EAP I（初級）	・レクレーション I	・留学セミナー
・EAP I（初級実践）	・レクレーション II	・茶道
・EAP II（中級）	・オリエンテーション	・書道
・EAP II（中級実践）	・グローバル・レクチャー	・華道
・EAP III（上級）	・インターンシップ	・バイオテクノロジー演習
・EAP III（上級実践）	・G4 インターンシップ	・日本語実践
・現代社会の教育基礎論	・特別活動の研究	・英語科教育法 II
・教育心理学	・教育方法論	・教育実践演習
・教職概論	・生徒指導・進路指導論	・教育実習
・教育課程の理論と実践	・教育相談	・教職実践演習
・英語科教育法 I		

別表3（第27条関係）

(1) 標準的留学条件

- a. EAP を修了し、EAP で取得した単位を除き、合計27単位を留学する1学期前までに修得すること
- b. 留学申請時点で GPA（EAP を除く）が 2.50 以上であること
- c. TOEFL ITP の点数が所定の期日までに 550 点（iBT 80 点）、または IELTS 6.5 に達していること

(2) 早期留学条件

- a. EAP を修了し、EAP で取得した単位を除き、合計12単位を留学する1学期前までに修得していること
- b. 留学出発前までに教育研究会議で定められた授業科目を修了すること
- c. TOEFL ITP の点数が所定の期日までに 560 点（iBT 83 点）、または IELTS6.5 に達していること
- d. 留学申請時点で GPA（EAP を除く）が 3.00 以上であること

